



事業報告

○官公需適格組合証明書(工事)について(10月8日)

本年5月の総会で「官公需適格組合証明書(工事)」取得のための国への申請書等を議決していただき、新潟県中小企業団体中央会を通じて中小企業庁関東経済産業局に申請をあげておりましたが、先月18日付けで認証をいただきました。本年10月1日から向こう3年間の有効期間です。この証明書により、今後共同施工方式による工事の実施に向けて水道局と協議を進めていきたいと考えています。

併せて、令和4年度に取得した「官公需適格組合証明書(物品納入等)」の更新手続きも終了し、向こう3年間の証明書をいただきました。これらの証明書をベースとして、これまで以上に共同受注事業を増やし、組合の経営基盤の更なる強化に努めていきたいと考えています。

